

岩手県地籍調査事業事務取扱要領

(趣旨)

第1 岩手県における地籍調査事業の実施に関する事務取扱については、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）等の関係法令、国土調査事業事務取扱要領（昭和47年5月1日経企土第28号。以下「国事務取扱」という。）、地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「(地上法・一般) 工程管理・検査規程細則」という。）、2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成24年3月29日付け国土籍第569号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知。以下「(地上法・2項委託) 工程管理・検査規程細則」という。）、地籍調査事業（航測法による地籍調査）工程管理及び検査規程細則（令和3年8月31日付け国不籍第338号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知。以下「(航測法・一般) 工程管理・検査規程細則」という。）、2項委託に係る地籍調査事業（航測法による地籍調査）工程管理及び検査規程細則（令和3年9月28日付け国不籍第387号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知。以下、「(航測法・2項委託) 工程管理・検査規程細則」という。）及び岩手県地籍調査費負担金交付要綱（平成21年3月26日農計第686号。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、この要領によるものとする。

(事業計画の策定)

第2 知事は、法第6条の3第1項により定めた県計画に基づき、当該年度の事業計画を定めようとする場合は、予め地籍調査の実施を希望する市町村及び土地改良区等（国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第1条に定める者。）（以下「市町村等」という。）の計画を審査したうえで取りまとめることとする。

(事業計画の協議)

第3 市町村等は、県が法第6条の3第2項に基づき協議した事業計画を承諾するときは、承諾書を提出するものとする。
2 法第7条に基づく公示は、法第6条の3第5項による事業計画の決定の通知後とする。

(実施に関する計画及び同作業規程の届出)

第4 法第6条の4第2項の規定に基づく実施に関する計画及び同作業規程の届出は、法第6条の3第5項による事業計画の決定の通知後とする。

(事業計画の変更)

第5 市町村等は、法第6条の3第2項により定められた事業計画に基づく地籍調査の実施中に、別表第1に掲げる変更要件に該当する事項が発生する場合は、事業計画の変更を知事に申し出るものとする。

- 2 縮尺、精度及び測量方式についての変更は、原則として地籍調査着手年度に限ることとする。

(工程検査)

第6 市町村等は、(地上法・一般)、(地上法・2項委託)、(航測法・一般)及び(航測法・2項委託)工程管理・検査規程(以下、「工程管理・検査規程細則等」という。)に基づく市町村等の検査を終えた際は、遅滞なく県に対し検査の実施を請求するものとする。

- 2 県は、市町村等から前項に基づく請求があった場合、検査者、検査日時及び場所を定め通知するものとする。
- 3 以下の規定に基づき、認証者検査を実施者が代行する場合は、事前に協議を行うこととする。
 - (1) (地上法・一般) 工程管理・検査規程細則の第7の(4)の⑧及び⑨、(6)の④及び⑤(筆界点成果簿を(7)にて作成した場合は(7)の④及び⑤)
 - (2) (地上法・2項委託) 工程管理・検査規程細則の第7の(4)の⑨及び⑩、(6)の⑤及び⑥(筆界点成果簿を(7)にて作成した場合は(7)の⑤及び⑥)
 - (3) (航測法・一般) 工程管理・検査規程細則の第7の(4)の⑱及び⑳(筆界点成果簿を(6)にて作成した場合は(6)の④及び⑤)、(5)の⑧及び⑨
 - (4) (航測法・2項委託) 工程管理・検査規程細則の第7の(4)の㉑及び㉒(筆界点成果簿を(6)にて作成した場合は(6)の⑤及び⑥)、(5)の⑨及び⑩

4 検査は、工程管理・検査規程細則等に基づいて行うものとする。また、検査の結果は、工程管理・検査規程細則等に定める検査成績表に記載し市町村等に交付するものとする。

- 5 検査を行うときは、原則として市町村等の職員を立会わせるものとする。

(完了確認)

第7 地籍調査事業の完了確認にかかる検査(以下「完了確認検査」という。)は、知事が別に定める日に行うものとする。

- 2 市町村等は、完了確認検査を受検する場合は、事業費の執行、地籍調査の進捗等が確認できる資料を提示するほか、知事が必要とする資料を作成し提出するものとする。
- 3 市町村等は、完了確認検査受検前に、工程管理及び検査規程細則等に基づく検査及び委託業務の完了確認検査を了することとする。

(国土調査事業十箇年計画)

第8 市町村等は、事業計画に基づく地籍調査の実施中に、市町村合併等により調査地区名(市町村名)、計画事業量等に変更が生じた場合、知事に対し国土調査事業十箇年計画の変更を申し出るものとする。

(成果の保管)

第9 地籍調査の成果については、当該地籍調査を行った市町村等の基礎資料として広く活用されることが必要であることから、当該市町村等において保管するものとする。

2 前項の規定により地籍調査の成果を保管する市町村等は、当該地籍調査の成果を善良な管理者の注意をもって保管し、維持管理に当たるものとする。

(提出書類及び提出期限)

第10 この要領により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第11 地籍調査が全域完了した市町村において、過年度成果の数値情報化等を実施する場合は、知事が、第2の事業計画の策定の際に審査し取りまとめることとする。

2 数値情報化等の実施は、原則として事業計画に基づく地籍調査を実施している場合又は、地籍調査が完了している場合に限るものとする。

3 地籍調査事業の休止及び再開については、予め知事と協議した後、届け出ることとする。

附則 この要領は、平成17年7月28日から施行する。

平成17年7月28日農計第280号通知

平成21年3月27日農計第689号一部改正

平成30年4月2日農計第10号一部改正

令和2年8月26日農計第409号一部改正

令和3年11月1日農計第489号一部改正

令和4年5月10日農計第139号一部改正

令和4年9月1日農計第363号一部改正

令和6年6月20日農計第261号一部改正

別表第1（第5関係）

事業計画の変更要件	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の変更 ・事業費の増減 ・直接経費、附帯経費の相互間における流用で、流用先の経費の30%を超える増減 ・単位区域の変更 ・縮尺、精度及び測量方式の変更 	

別表第2（第10関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
第3	承諾書	様式第1	1部	別に定める
	1 年度事業計画	交付要綱様式第2号	1部	
	2 年度事業計画明細書	国事務取扱別記様式第24の添付書類	1部	
	3 地籍調査事業実施区域図	同上	1部	
第4	地籍調査に関する実施に関する計画及び同作業規程の届出	様式第2	1部	事業計画の決定の通知後
	1 実施に関する計画	別紙(1)	1部	
第5	年度地籍調査事業計画変更申出書	様式第3	1部	随時
	1 年度事業計画	交付要綱様式第2号	1部	
	2 年度事業計画明細書	国事務取扱別記様式第24の添付書類	1部	
	3 地籍調査事業実施区域図(変更がある場合)	同上	1部	
第6	工程検査請求書	様式第4	1部	随時 実施者検査の前日まで
	認証者検査の実施者代行に係る協議書	様式第5	1部	
第8	国土調査事業十箇年計画変更届	様式第5	1部	随時
第11	地籍調査事業休止(再開)届	様式第6	1部	随時

(別記様式第1)

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村等の代表者名

承 諾 書

年 月 日付け 第 号をもって、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により協議のあった 年度地籍調査事業計画について承諾します。

記

- | | | |
|---|-------------|--------|
| 1 | 年度事業計画 | 別紙のとおり |
| 2 | 添付書類 | |
| | 年度事業計画明細書 | 別紙のとおり |
| | 地籍調査事業実施区域図 | 別紙のとおり |

(A4縦)

(別記様式第2)

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村等の代表者名

地籍調査に関する実施に関する計画及び同作業規程の届出について
国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を実施
したいので、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 実施に関する計画 別紙（1）のとおり
- 2 作業規程

(A4縦)

(別記様式第3)

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村等の代表者名

年度地籍調査事業計画変更申出書

年 月 日付け 第 号をもって事業計画の決定の通知があった地籍調査事業について、事業計画を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申し出ます。

記

- | | | | |
|---|--------------|--------|-------------|
| 1 | 年度事業計画 | 別紙のとおり | |
| 2 | 変更理由 | | |
| 3 | 添付書類 | | |
| | 年度事業計画明細書 | 別紙のとおり | |
| | 地籍調査事業実施区域図 | 別紙のとおり | } (※該当する場合) |
| | 数値情報化実施区域図 | 別紙のとおり | |
| | 地籍集成図作成実施区域図 | 別紙のとおり | |

(A 4 縦)

(別記様式第4)

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村等の代表者名

工 程 検 査 請 求 書

岩手県地籍調査事業事務取扱要領第6第1項に基づき、下記のとおり検査を請求します。

記

- 1 単位区域名 (計画区域：)
- 2 工程大分類

(A 4 縦)

(別記様式第5)

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村等の代表者名

認証者検査の実施者代行に係る協議書

岩手県地籍調査事業事務取扱要領第6第3項に基づき、下記のとおり協議します。

実施者代行することについて異存がない場合は、実施者検査実施予定の 年 月 日までに（別紙）調査対象筆一覧表に認証者検査対象筆を追記し回答願います。

記

- 1 単位区域名 (計画区域：)
- 2 工程小分類
- 3 添付資料 工程検査対象筆一覧表

(例1) 【地上法・一般】【航測法・一般】E工程 工程検査対象筆一覧表 (○：抽出筆)

No.	字	地番	地目変更	E 4	E 8	E 9	E10 (県抽出)
1	○□△	4901	有	○			
2	〃	4902			○		
3	〃	4903				○	
4	〃	4903					
5	〃	4905					
6	〃	4906					
7	〃	4907		○			
8	〃	4908			○		
9	〃	4909	有			○	
10	〃	4910					
合計		筆	筆	筆	筆	筆	筆

(A 4 縦)

(例2) 【地上法・一般】 F II - 1 工程 工程検査対象筆一覧表 (○ : 抽出筆)

No.	字	地番	F II - 13	F II - 14	F II - 15 (県抽出)
1	○□△	4901	○		
2	〃	4902		○	
3	〃	4903			
4	〃	4903			
5	〃	4905			
6	〃	4906			
7	〃	4907	○		
8	〃	4908		○	
9	〃	4909			
10	〃	4910			
合計		筆	筆	筆	筆

(A 4 縦)

(例3) 【地上法・一般】 F II - 2 工程 工程検査対象筆一覧表 (○ : 抽出筆)

No.	字	地番	F II - 13	F II - 24	F II - 25 (県抽出)
1	○□△	4901	○		
2	〃	4902		○	
3	〃	4903			
4	〃	4903			
5	〃	4905			
6	〃	4906			
7	〃	4907	○		
8	〃	4908		○	
9	〃	4909			
10	〃	4910			
合計		筆	筆	筆	筆

(A 4 縦)

(例4) 【地上法・2項】【航測法・2項】E工程 工程検査対象筆一覧表 (○：抽出筆)

No.	字	地番	地目変更	E 4	E 8	E 9	E 10	E 11 (県抽出)
1	○□△	4901	有	○				
2	〃	4902			○			
3	〃	4903				○		
4	〃	4903					○	
5	〃	4905						
6	〃	4906						
7	〃	4907	有	○				
8	〃	4908			○			
9	〃	4909				○		
10	〃	4910					○	
合計		筆	筆	筆	筆	筆	筆	筆

(A 4 縦)

(例5) 【地上法・2項】FⅡ-1工程 工程検査対象筆一覧表 (○：抽出筆)

No.	字	地番	FⅡ-13	FⅡ-14	FⅡ-15	FⅡ-16 (県抽出)
1	○□△	4901	○			
2	〃	4902		○		
3	〃	4903			○	
4	〃	4903				
5	〃	4905				
6	〃	4906				
7	〃	4907	○			
8	〃	4908		○		
9	〃	4909			○	
10	〃	4910				
合計		筆	筆	筆	筆	筆

(A 4 縦)

(例6) 【地上法・2項】 FⅡ-2工程 工程検査対象筆一覧表 (○：抽出筆)

No.	字	地番	FⅡ-13	FⅡ-24	FⅡ-25	FⅡ-26 (県抽出)
1	○□△	4901	○			
2	〃	4902		○		
3	〃	4903			○	
4	〃	4903				
5	〃	4905				
6	〃	4906				
7	〃	4907	○			
8	〃	4908		○		
9	〃	4909			○	
10	〃	4910				
合計		筆	筆	筆	筆	筆

(A 4 縦)

(例7) 【航測法・一般】 RD工程 工程検査対象筆一覧表 (○：抽出筆)

※補備測量実施の場合

No.	字	地番	RD16	RD17	RD19	RD20 (県抽出)
1	○□△	4901	○			
2	〃	4902		○		
3	〃	4903				
4	〃	4903			○	
5	〃	4905				
6	〃	4906				
7	〃	4907	○			
8	〃	4908		○		
9	〃	4909				
10	〃	4910			○	
合計		筆	筆	筆	筆	筆

(A 4 縦)

(例8)【航測法・一般】FⅡ-2工程 工程検査対象筆一覧表 (○：抽出筆)

※補備測量実施の場合

No.	字	地番	RD17	FⅡ-24	FⅡ-25 (県抽出)
1	○□△	4901			
2	〃	4902	○		
3	〃	4903			
4	〃	4903		○	
5	〃	4905			
6	〃	4906			
7	〃	4907			
8	〃	4908	○		
9	〃	4909			
10	〃	4910		○	
合計		筆	筆	筆	筆

(A4縦)

(例9)【航測法・2項】RD工程 工程検査対象筆一覧表 (○：抽出筆)

※補備測量実施の場合

No.	字	地番	RD18	RD20	RD21	RD22 (県抽出)
1	○□△	4901				
2	〃	4902	○			
3	〃	4903		○		
4	〃	4903			○	
5	〃	4905				
6	〃	4906				
7	〃	4907				
8	〃	4908	○			
9	〃	4909		○		
10	〃	4910			○	
合計		筆	筆	筆	筆	筆

(A4縦)

(例 10) 【航測法・2項】 F II - 2 工程 工程検査対象筆一覧表 (○ : 抽出筆)

※補備測量実施の場合

No.	字	地番	RD17	F II - 24	F II - 25	F II - 26 (県抽出)
1	○□△	4901				
2	〃	4902	○			
3	〃	4903				
4	〃	4903		○		
5	〃	4905			○	
6	〃	4906				○
7	〃	4907				
8	〃	4908	○			
9	〃	4909				
10	〃	4910		○		
					○	
合計		筆	筆	筆	筆	筆

(A 4 縦)

(別記様式第6)

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村等の代表者名

国土調査事業第 次十箇年計画変更申出書

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第3条第1項に規定する国土調査事業十箇年計画の変更について、下記のとおり申し上げます。

記

1 変更理由

※ 例：市町村合併による。（年 月 日、A市、B町、C村の合併によりD市となったため。）

2 変更の内訳

(変更前)

市町村名	十箇年計画面積 (k m ²)				
	D I D	D I D以外の宅地	農用地等	林地	計
A市					
B町					
C村					

(変更後)

市町村名	十箇年計画面積 (k m ²)				
	D I D	D I D以外の宅地	農用地等	林地	計
D市					

(A 4 縦)

(別記様式第7)

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村等の代表者名

地籍調査事業休止（再開）届

国土調査事業第 次十箇年計画に基づく地籍調査事業について、下記により休止（再開）したいので届け出ます。

記

- 1 休止（再開）する理由
- 2 休止（調査実施）期間
- 3 休止中（調査実施）の責任機関

(A 4 縦)

別紙（１）

実 施 に 関 す る 計 画

1 調査を行う者の名称

2 調査地域及び調査面積

1) 調査地域

2) 調査地域における調査基図の有無

3) 調査面積（全体面積及び地帯別面積）及び筆数の概要

（※地帯別面積＝調査前の地目別面積）

3 調査期間（６の２）のとおり）

4 精度及び縮尺の区分（６の２）のとおり）

5 地籍測量の方式（６の２）のとおり）

6 作業計画

1) 調査を必要とする理由

2) 実施工程

単位区域	精度区分	縮尺区分	測量の方式	実施工程	調査期間

3) 経費算出の内訳（※算定簿等添付（必要な場合））

（A 4 縦）